



# <児童虐待対応>

## 学 校

### 緊急性なし・虐待が疑われる

- 繰り返されるケガや事故
- 必要な医療を受けさせない
- 不衛生な状態が続く
- 戸外へ放置
- 子どもの姿が確認できない
- 子どものケガの不自然な説明 など

(平日)8時30分～17時15分(17時15分以降は音声案内※1)

(土・日・祝日) 音声案内 ※1

社会福祉課 (家庭児童相談室)	中 区	053-457-2300
	東 区	053-424-0121
	西 区	053-597-1157
	南 区	053-425-1564
	北 区	053-523-2893
	浜北区	053-585-1677
	天竜区	053-922-0173

※1 各区守衛室の連絡先が音声案内されます。

なお、天竜区は直接守衛室につながります。

### 緊急性あり

- 子どもの生命に危険があるようなケガ (頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険など)
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
- 性的虐待が強く疑われる
- 子どもが保護を求めている
- 生命に危険があるような加害行為(乳児を強くゆする、投げる、逆さに吊る、首を絞めるなど)

浜松市児童相談所

053-457-2190

虐待通報電話

(24時間受付)

※命の危険性、緊急性の高いと思われる場合は、警察署(110番)へ通報して下さい!!

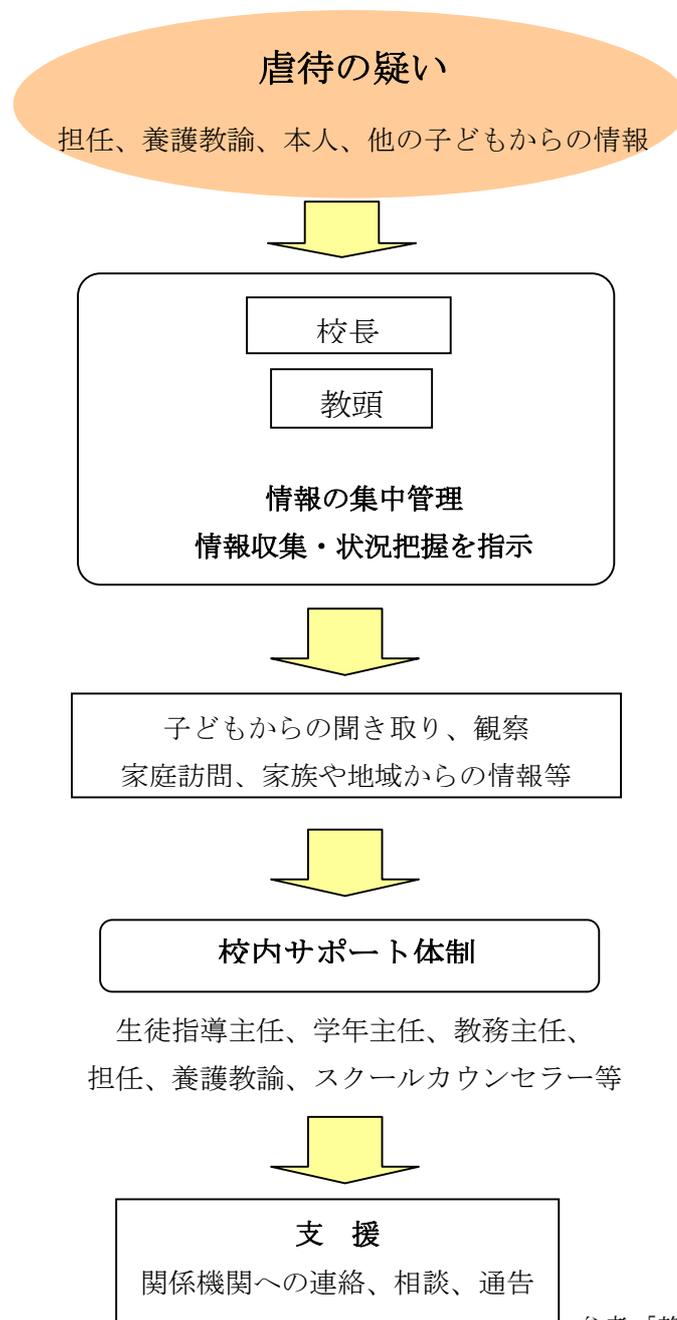
## ○ 機関別対応の流れ

学校は保育所、幼稚園に比べて保護者に接する機会が少なくなるので、子どもの不自然な様子に、より注意が必要です。服装の乱れ、遅刻、欠席、提出物を出さない、放課後いつまでも学校にいて家に帰りたがらない、著しい反抗や攻撃性、多動、過食などの背後に虐待が潜んでいることが少なくありません。虐待の疑いがある場合は、学校長を中心に緊急性の判断や他機関との連携について検討してください。また、虐待が疑わしい場合は校医に相談することも大事です。

また、虐待が疑われる子どもに対応する時には、その子どもへの声かけを心がけ、話し合いやすい雰囲気を作ります。誘導尋問や子どもに向かって保護者を非難することは避けてください。本人がクラスの中で孤立しないように、級友への働きかけや、宿題や持ち物などへの配慮も必要です。学校の中で安心して生活できる状況を作ることが何よりも大切なことです。

保護者が子どもの問題行動に困っているようであれば、教育相談機関、医療機関、福祉事務所（各区役所社会福祉課）、児童相談所への相談を勧めて下さい。また、虐待の自覚がない保護者に対しては、子どもの問題行動について相談するという形で相談機関につなげる方法もあります。

### 学校内の対応



参考「静岡県児童虐待対応の手引き」